

地震対策計画編

地震対策計画編

第1章 総 則

第1節 計画の目的・性質

第1項 計画の目的

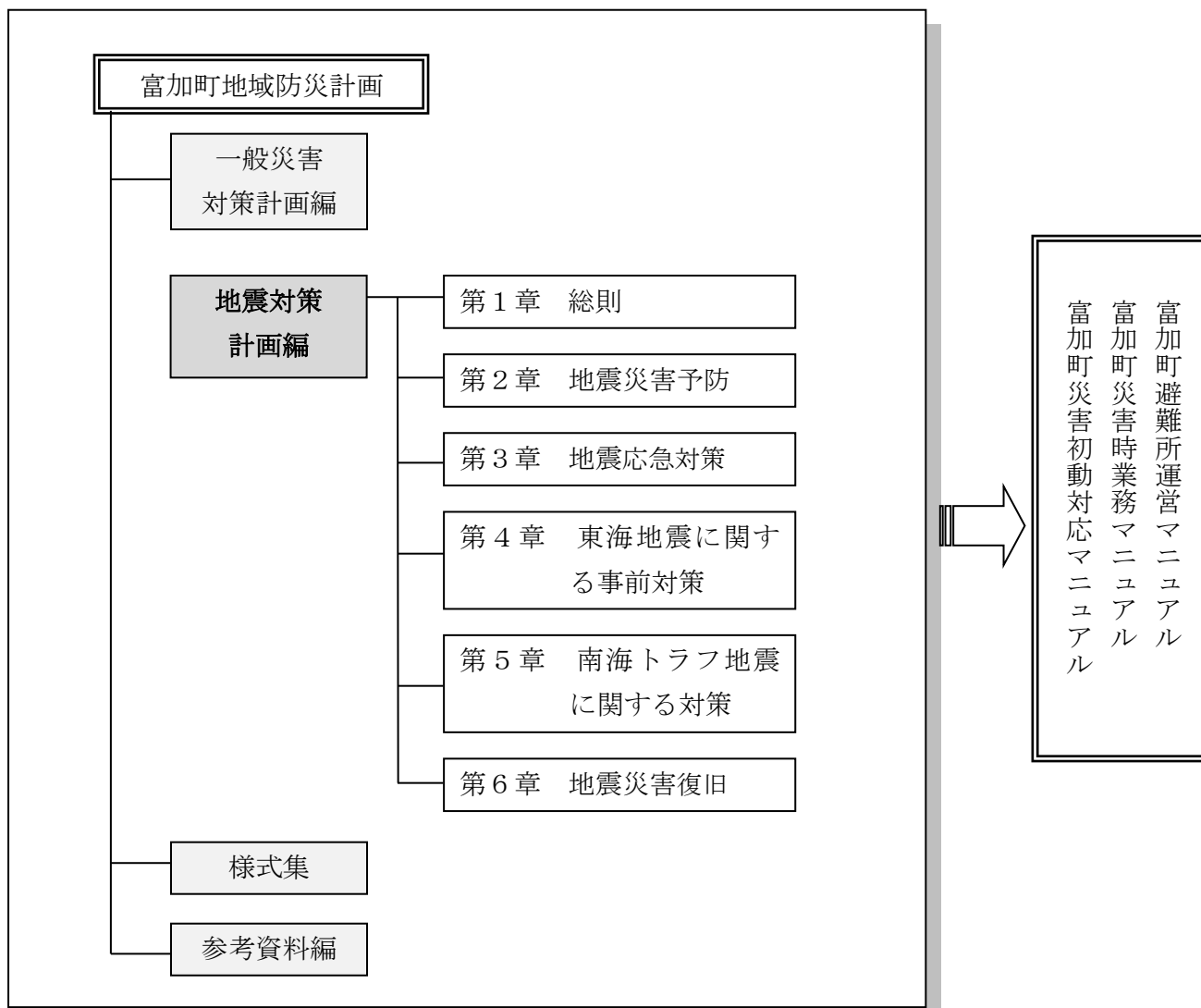
「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、富加町防災会議が策定する計画であって、町及び防災関係機関がその有する全機能を有効に発揮して、町の地域における地震にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するとともに、町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を図ることを目的とする。

第2項 計画の性質

- 1 「地震対策計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき作成されている「富加町地域防災計画」の「地震対策計画編」として、東海地震、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震を始めとする海溝型地震や、平成7年（1995年）兵庫県南部地震、平成16年（2004年）新潟県中越地震、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震といった内陸型地震を対象とし、その防災計画を定めるものである。
- 2 「地震対策計画」は、県、町及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示すものであり、災害発生時及び災害が発生するおそれがある段階に講ずべき対策等を体系的に整理した実施細目（マニュアル）等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。
- 3 「地震対策計画」中、第4章は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条の規定に基づく地震防災強化計画を準用したものである。第5章は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条の規定に基づく推進計画とする。
- 4 「地震対策計画」に定められていない事項については、「一般災害対策計画編」の例による。

第3項 計画の構成

「地震対策計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、富加町の地域にかかる災害の対策に関し、次の事項を定め、もって防災の万全を期するものである。



第4項 東日本大震災からの教訓

1 災害の想定及び災害対策の基本的考え方に関する教訓

これまで地震・津波の想定は、当該地域で過去数百年間に経験してきた地震・津波を再現することを基本としてきたが、今回の東日本大震災を想定することができなかったことから、従前の想定手法を見直す必要がある。また、東日本大震災では、地震・津波に合わせて原子力災害が同時に発生し災害対応をより困難なものにした。今後、地域の特性を踏まえ、起こりうる複合災害を想定した対策について検討する必要がある。

(1) 災害対策の基本的考え方

人命が失われないことを最重視し、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ、今後は、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方とする。

2 広域で大規模な災害への即応力に関する教訓

(1) 自然災害における「緊急事態」への対処

今後は、東日本大震災を超えるような、さらに著しく巨大な災害において町の行政機能が喪失するといった事態も想定し、行政機能の維持等に関して、国、県、被災地内外の市町村の役割の見直しも含めて、検討を行う必要がある。

(2) 被災地を支える災害対応体制

自衛隊、警察、消防等の行政機関、公共機関、医療関係機関・団体等が、被災地を支える際の災害対応体制の在り方について検討する必要がある。

(3) 町の課題及び職員の派遣

ア 災害対策本部となるべき役場庁舎自体が、被災した場合の業務継続対策を検討する必要がある。

イ 通信網が途絶した場合にも確実な被害の把握や被害状況の報告、情報の送受信ができるよう、発信等体制づくりを行う必要がある。

ウ 被災地への技術職員等の応援体制等のあり方についての検討を行う必要がある。

(4) 「超」広域災害に備えた支援体制の整備

ア 被災地支援を全県的に行うため、発災時に県と町が一体となって被災地に職員を派遣し、情報収集をするための仕組みづくり

イ 収集した情報を基に、県と町が一体となって被災地に職員を派遣するための仕組みづくり

(5) ライフライン・物流

発災時におけるライフラインや物流のあり方についての検討を行う必要がある。

3 被災者支援等に関する教訓

(1) 避難所の設置・運営

ア 避難所以外の場所へ被災者が避難した場合の救援物資供給等の支援対策を検討

イ ライフラインが途絶した地区における避難所への救援物資供給等の支援対策の検討、及び避難体制の検討

ウ 避難所における必要な設備の設置状況の確認、備蓄物資の確認及び整備

エ 円滑な避難所運営を行うための体制づくり

(2) 二次避難・広域避難

ア 一時避難場所と長期居住空間を提供する場所を峻別して、被災者を避難させるような体制づくり

イ 町域、県域を超える避難を必要とする「広域避難者」に対する支援の実施体制を整備検討

(3) 応急仮設住宅

- ア 応急仮設住宅建設敷地内及び室内のバリアフリー対策
- イ 一戸当たりの応急仮設住宅の規模の見直し
- ウ 民間賃貸住宅を応急仮設住宅として活用する場合のルール等の策定
- エ 仮設住宅等への避難者に対する、平等な支援実施体制の構築

(4) 男女共同参画の視点

- ア 避難所の運営、災害現場における女性の意見の取り入れ
- イ 女性に対する暴力の増加や男性の孤立等が発生しないような環境づくり
- ウ 災害対応に関わる意思決定の場における、男女共同参画の実施

(5) 要配慮者への配慮

- ア 各種情報提供、避難、避難生活等における配慮を再検討
- イ 避難行動要支援者名簿の整備及び有効活用方法の検討
- ウ 民生委員児童委員等との連携を図り、災害時における円滑な支援実施体制を検討

(6) 医療・健康確保・心のケア

- ア 慢性疾患への対応
- イ 長期間の活動を必要とする場合の体制づくり
- ウ 医療チームの的確な引継ぎ体制の確立
- エ 発災直後、復旧、復興段階等の各段階に適した医療体制の確立
- オ 被災者及び救助隊等に対する心のケア（相談支援等）の実施
- カ 保健師による巡回保健指導の実施

(7) 絆・コミュニティの重視

避難行動、避難所や応急仮設住宅での暮らしにおいては、被災者が孤立しないようにするため、絆・コミュニティが被災者の生活にとって欠かすことのできない重要なものである。また、被災した子どもを社会全体で責任を持って守り、育てていくことが必要である。このような状況を踏まえ、被災地における絆・コミュニティの在り方について検討する必要がある。

(8) 物資供給

- ア 物資の調達・輸送スキームの立ち上げ時期の判断、物資調達に係る経費負担や会計処理の明確化
- イ 発災後、3日、1週間等の時間経過とともに変化する被災者ニーズの把握及び対応方法を構築
- ウ 燃料不足による物資輸送の遅延への対応
- エ 町と調達業者との間での物資調達・輸送に係る情報共有、物流事業者のノウハウの活用

- (9) 被災者支援体制の体系
 - ア 被災認定から支援までの迅速な手続きができるような体制づくり
 - イ 具体的には、「罹災証明の発行、被災者生活再建支援金、災害弔慰金及び義援金の支給」が、迅速に行えるような体制づくり
 - ウ 住家の被害認定に関する体制づくり
 - エ 義援金の事務を迅速に行うための体制づくり
 - オ 義援金募集団においては、寄附された義援金の使途や、義援金が寄附金控除の可否等について、被災者や寄附者等へ分かりやすく説明する必要がある。
- (10) 働く場の確保と産業振興
 - ア 被災者の心のケアの一環としても、仕事の確保が必要
 - イ 雇用者に限らず、自営業者、農林業者、中小企業者等についても、早い段階からの仕事の確保が重要
- (11) 災害廃棄物処理
 - ア 産業廃棄物集積所の確保及び処理能力の確認
 - イ 応援体制の検討及び協定等の締結
 - ウ 産業廃棄物処理場における、火災、悪臭、害虫等への対策を検討
- (12) 各組織との協働
 - ア 各種の対策本部等の組織に、学校、医療関係者を積極的に参画させる必要がある
 - イ 民間企業、ボランティア、NPO、NGO等の多様な活動も考慮した広域応援体制の構築
- (13) 事業継続計画
 - ア 企業の事業継続計画（BCP）の重要性が再確認された
 - イ BCPの策定及び改善を促進する必要がある
- (14) 防災ボランティア活動
 - ア 防災ボランティア活用のための被災者ニーズの把握及び発信体制の構築
 - イ 防災ボランティアの活動に対する支援について検討する必要がある
- (15) 防犯
 - ア 無人となった家屋や店舗への侵入窃盗対策
 - イ 義援金名目の詐欺や悪質商法等、災害に便乗した悪質な犯罪への対策

4 地震動による被害に関する教訓

(1) 広域に及ぶ地震動

地震の揺れによる建物被害は、地震動の周期特性等により、地震規模を考えるとそれほど大きくなかったものの、東北地方から関東地方にかけての広い範囲において、多数の全壊、半壊、一部破損等の被害があった。また、地震動による送電線の切断、上下水道管渠の損壊等によって、電気・水道・ガス等のライフラインや、鉄道等の交通施設に甚大な被害をもたらした。

さらに、震源から遠く離れた首都圏や大阪府等で長周期地震動（ゆっくりと長く揺れる地震による揺れで、高層ビル、石油タンク等の長大構造物が破損することがある。）による大きな揺れが観測され、液状化による宅地や地下構造物等の被害が、震源から遠く離れた千葉県や埼玉県等において発生した。このような状況を踏まえ、地震動による被害は極めて広域に及ぶことについて、留意する必要がある。

ア 液状化による堤防高の大きな低下が懸念されるため、水害の二次災害を防ぐためには、堤防の安全点検（堤防道路がある場合は速やかな規制）を早急に行う必要がある。

イ 液状化危険度に関する意識の啓発

ウ 現在ある液状化危険度マップの周知、自宅周辺の過去の土地利用の経緯等の把握を推進

エ 液状化現象によるライフライン被害、住家被害、堤防被害等について、本計画の中に記していく

オ 従来よりも精度の高い（揺れ時間を考慮した）液状化危険度マップの更新

カ 液状化危険度マップを活用した、重要度を考慮した道度等ライフライン復旧の優先順位の整理

キ 堤防の液状化対策

(2) 建築物や土木構造物の耐震化

建築物や土木構造物の耐震補強が有効であることが明らかとなったことから、建築物や土木構造物の耐震化を一層進める必要がある。

(3) 教訓の活用・伝承、教育及び訓練

東日本大震災において、過去の教訓や日頃の訓練を徹底していた地域では、多くの被災者が、自らの命を守ることができた。しかし、過去の教訓や記憶が希薄になっていた地域の一部では、多くの犠牲者が発生した。

これにより、町民の生命を守ることを最優先とし、迅速な避難を確実にを行うために、過去の災害の伝承を踏まえた防災教育・避難訓練等を組み合わせた対策を講じていくことが必要である。

(注) 参考文献：「平成24年度防災白書」内閣府 第2編 東日本大震災を踏まえた災害対策の推進 第1章
東日本大震災の教訓「東日本大震災震災対策検証委員会 報告書 平成23年7月」岐阜県震災対策検証委員会

第2節 活動体制

1 基本方針

職員の被災、交通機関の途絶による職員の不参集、防災中枢機能の被災を考慮し、初動時における最低限必要な要員を確保し、中枢機能を迅速に立ち上げる体制を確立する。

2 中枢機能の立ち上がりの迅速性

地震等の発生又は、発生の恐れがあるときは、災害応急対策を迅速かつ円滑に行うため、町本部を設置する。（災害対策基本法第23条）

(1) 地震時における町災害対策本部の設置基準

ア 震度5強以上の地震が発生したとき。

イ 相当規模の地震による災害が発生したとき、又は発生の恐れがあるときで町長が必要と認めたとき。

(2) 関係機関への通報

町災害対策本部を設置又は解散したときは、速やかに関係機関に通報する。

ア 県本部長（県知事）

イ 防災上重要な施設の管理者、自治会長、自主防災組織の長

(3) 町本部の設置場所

町本部は役場庁舎に設置するものとするが、地震等により設置に耐えられないときは、近隣でこれに代わる施設によるものとする。この場合において、町本部の設置場所を速やかに関係機関並びに町民に知らせるものとする。

(4) 本部員会議の運営

一般災害対策計画編 第1章第2節「活動体制」に準拠して、運営を行うものとする。

(5) 現地災害対策本部の設置

災害の規模、程度等により必要と認めるときに現地災害対策本部を設置するものとする。

ア 設置場所は、災害現場付近とする。

イ 現地災害対策本部長は、町本部の班長の中から町本部長が指名する。

3 職員の動員

(1) 職員の動員基準

体制	基準	動員内容	動員人員	摘要
準備体制	<p>○岐阜地方気象台が震度3の地震発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度3の地震発生を検知したとき。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（調査）が発表された場合。</p>	<p>情報収集、連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制をとる。</p>	<p>総務班長又は総務部長及び防災担当職員</p>	<p>南海トラフ臨時情報が長期間に渡る発表の場合は交代制とする。</p>
警戒体制	<p>○岐阜地方気象台が震度4又は5弱の地震発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度4又は5弱の地震発生を検知したとき。</p> <p>○岐阜気象台の発表並びに震度情報ネットワークシステムの検知にかかわらず、町内で震度5弱程度の地震を感じたとき。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合。</p>	<p>警戒活動に当たり、事態の推移に伴い、速やかに本部を設置できる体制をとる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部長又は班長 ・企画部長又は班長 ・福祉保健部長又は班長 ・建設部長又は班長 ・教育部長又は班長 ・産業環境部長又は班長 ・住民部長又は班長 ・保育部長又は班長 <p>※基本的に各部の班長とするが、代理も可とする。 ※各部1名</p>	<p>災害警戒本部を設置する。</p> <p>町長が必要と認めれば災害対策本部を設置できる。</p> <p>南海トラフ臨時情報が長期間に渡る場合は交代制とする。</p>
非常体制	<p>○岐阜地方気象台が震度5強以上の地震の発生を発表又は岐阜県震度情報ネットワークシステムで震度5強以上の地震の発生を検知したとき。</p> <p>○岐阜気象台の発表並びに震度情報ネットワークシステムの検知にかかわらず、町内で震度5強程度以上の地震を感じたとき。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合。</p>	<p>災害が発生し、町内に大規模な災害が予想され、全町に応急対策がとれる体制をとる。</p>	<p>全職員 消防団員 ※保育士は状況に応じ招集する。</p>	<p>災害対策本部を設置する。</p> <p>南海トラフ臨時情報が長期間に渡る発表の場合は交代制とする。</p>

(2) 職員の動員体制

ア 準備体制及び警戒体制要員は、それぞれの基準に該当する地震が発生した場合、直ちに準備あるいは警戒体制をとるものとする。動員の伝達は、一般災害対策計画編 第1章第2節「活動体制」による。

イ 準備及び警戒体制にかかわる指揮監督は、総務部長が行う。

ウ 職員は、閉庁時において、町内に震度5強以上の地震の発生を覚知したときは、前表の動員基準に基づき、直ちに役場に参集する。

第3節 各関係機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1項 実施責任

一般災害対策編 第1章第3節第2項「実施責任」を準用する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

一般災害対策編 第1章第3節第3項「処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第3項 町民等の基本的責務

一般災害対策編 第1章第3節第4項「町民等の基本的責務」を準用する。

第4節 町地域の概要

町地域は、濃尾地震以降地震による大きな被害は受けてはいない。しかしながら、内陸型地震の震源として、長野県境附近にのびる阿寺断層や福井県大野市南部から可児市にわたる根尾谷断層は、過去に活発な活動があり注意を要する。

本町における地震による被害は過去にはほとんどみられないが、他の災害と異なり発生予測あるいは直接的予防対策が不可能である。一方で大規模な地震が発生した場合は、家屋の密集地域を主として大きな被害が予想される。

第5節 被害想定

本町独自の被害想定は行っていないが、岐阜県が平成31年2月に発表した被害想定を基に、本町に大きな影響を及ぼすと考えられる地震の種類と揺れの大きさについては次のとおりとなる。

1 本町に影響を及ぼすと思われる地震の種類

(1) 南海トラフ巨大地震

県は、海溝型の想定地震を複合型東海地震から、内閣府の中央防災会議で検討が進められている南海トラフの巨大地震へと見直しを行った。

紀伊半島沖を震源とするもので、想定地震規模はM9.0である。(左下図)

(2) 養老-桑名-四日市断層帯

養老町から三重県四日市市に及ぶ断層帯で、全体の長さは約57km、想定地震規模はM7.7である。

(3) 阿寺(あてら)断層系(南側震源、北側震源)

下呂市から中津川市におよぶ断層で、全体の長さは約70km、想的地震規模はM7.9である。

(4) 跡津川断層

飛騨市から富山県大山町に及ぶ断層で、全体の長さは約60km、想定地震規模はM7.8である。

(5) 高山・大原(おっばら)断層帯(北側震源、南側震源)

高山市から郡上市に及ぶ断層帯で、全体の長さは約48km、想定地震規模はM7.6程度である。

(6) 揖斐川-武儀川(濃尾)断層帯

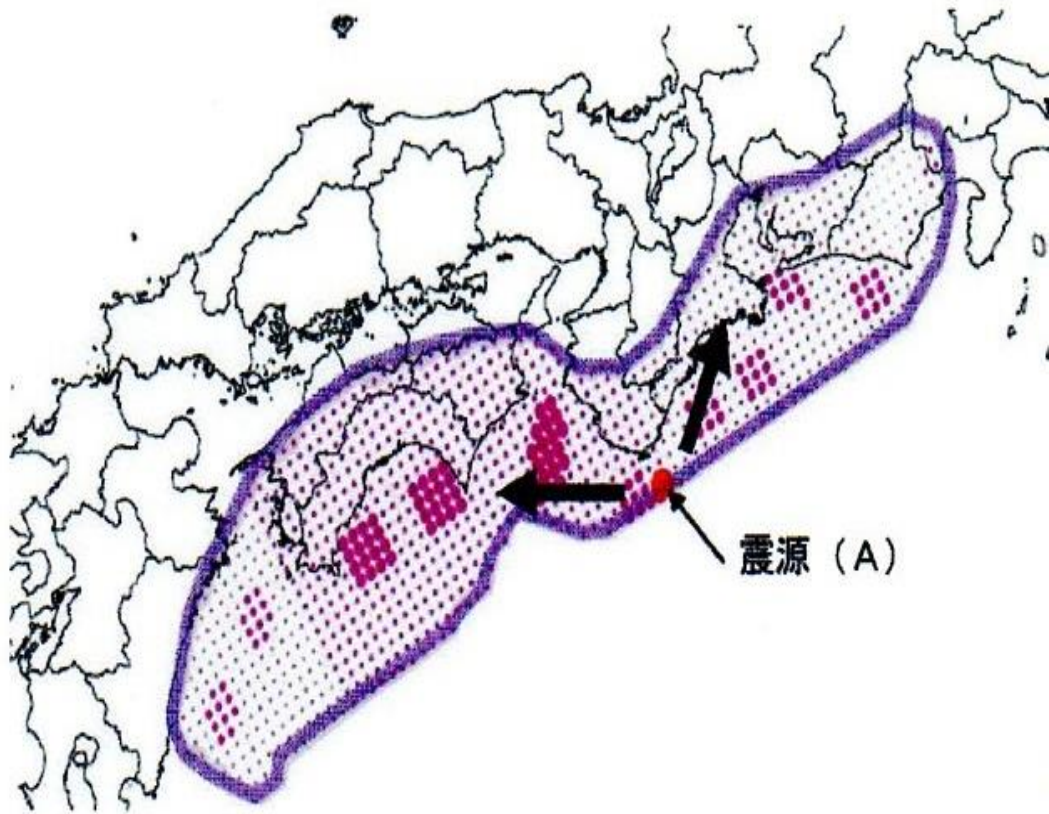
揖斐川町から関市に及ぶ断層帯で、全体の長さは約52km、想的地震規模はM7.7程度である。

(7) 長良川上流断層帯(北側震源、南側震源)

郡上市白鳥町から同市八幡町に及ぶ断層帯で、全体の長さは約29km、想定地震規模はM7.3程度である。

(8) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯

中津川市から愛知県豊田市に及ぶ断層帯で、全体の長さは約56km、想定地震規模はM7.7程度である。



H29-H30 震度分布解析・被害想定調査



H23-H24 震度分布解析・被害想定調査

岐阜県「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定結果について」から引用

2 地震が発生した場合の揺れの大きさ等

県が実施した被害想定による本町の被害想定結果は、次のとおりとなる。

(1) 南海トラフ巨大地震

震 度	最小：5強／最大：6弱			
PL 値 (液化化指数)	最小：0.00／最大：47.78			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	37	0	4	58

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数			全壊(棟)	半壊(棟)	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
午前 5時	2	65	4	6	534	3	173	477	0	0	0
午後 12時	1	45	4	3					0	0	0
午後 6時	1	42	3	4					0	0	0

液化化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊 (棟)			半壊 (棟)	
揺れ	液化化	急傾斜地	揺れ	液化化
38	136	0	271	206

(2) 養老-桑名-四日市断層帯

震 度	最小：5強／最大：6弱			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：27.10			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	37	52	0	11

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	25	1	1	122	-	28	141	0	0	0
午後 12時	0	19	1	1					0	0	0
午後 6時	0	17	1	1					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊 (棟)			半壊 (棟)	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
7	21	0	108	32

(3) 阿寺断層系 (南側震源)

震 度	最小5弱：／最大：5強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：1.41			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	89	11	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	15	0	0	48	-	2	69	0	0	0
午後 12時	0	11	0	0					0	0	0
午後 6時	0	10	0	0					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊 (棟)			半壊 (棟)	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
2	1	0	68	1

阿寺断層帯（北側震源）

震 度	最小：5弱／最大：5強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：3.05			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	62	38	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	18	0	1	65	-	6	88	0	0	0
午後 12時	0	13	1	0					0	0	0
午後 6時	0	12	0	0					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
3	3	0	84	4

(4) 跡津川断層

震 度	最小：5弱／最大：5強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：4.96			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	89	11	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被 害及び焼 失)	帰宅 困難 者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	8	0	0	30	-	3	42	0	0	0
午後 12時	0	8	0	0					0	0	0
午後 6時	0	6	0	0					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊 (棟)			半壊 (棟)	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
1	2	0	38	4

(5) 高山・大原断層帯（北側震源）

震 度	最小5弱：／最大：5強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：3.48			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	70	30	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被 害及び焼 失)	帰宅 困難 者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	10	0	0	39	-	4	53	0	0	0
午後 12時	0	8	0	0					0	0	0
午後 6時	0	7	0	0					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
1	3	0	49	5

高山・大原断層帯（南側震源）

震 度	最小：4／最大：5 弱			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：0.00			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	100	0	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	0	0	0	1	-	0	1	0	0	0
午後 12時	0	0	0	0					0	0	0
午後 6時	0	0	0	0					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
0	0	0	1	0

(6) 揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯

震 度	最小6弱：／最大：6強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：42.05			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	15	0	14	70

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難 者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	24	225	46	68	1,186	-	495	852	1	0	1
午後 12時	9	208	36	31					1	0	1
午後 6時	14	170	32	43					2	1	4

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
392	102	1	697	155

(4) 長良川上流断層帯（北側震源）

震 度	最小：5 強／最大：6 弱			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：23.30			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	15	44	22	19

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被 害及び焼 失)	帰宅 困難 者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	4	95	8	12	425	-	112	443	0	0	0
午後 12時	2	72	8	6					0	0	0
午後 6時	3	63	6	8					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
71	42	0	380	63

長良川上流断層帯（南側震源）

震 度	最小5弱：／最大：5強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：0.00			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	100	0	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	3	0	0	10	-	0	16	0	0	0
午後 12時	0	4	0	0					0	0	0
午後 6時	0	3	0	0					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊（棟）			半壊（棟）	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
1	3	0	49	5

(5) 屏風山・恵那山及び猿投山断層帯

震 度	最小：5弱／最大：5強			
PL 値 (液状化指数)	最小：0.00／最大：2.01			
PL 値に対する面積比率 (%)	対象外	0-5	5-15	15-
	59	41	0	0

時間	人 的 被 害				避難者数 (建物被害及び焼失)	帰宅 困難者	建物被害		火災		
	死者 数	負傷 者数	重症 者数	要救 出者 数			全壊 (棟)	半壊 (棟)	炎上 出火 件数	残火 災件数	焼失 棟数
午前 5時	0	21	1	1	72	-	6	98	0	0	0
午後 12時	0	15	1	0					0	0	0
午後 6時	0	14	1	1					0	0	0

液状化などによる建物被害想定の詳細については次のとおりである。

全壊 (棟)			半壊 (棟)	
揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化
5	1	0	96	2

【凡例】

- 震 度 震度 6 弱：耐震性の低い住宅は倒壊する恐れがある。
震度 5 強：屋内のタンスなど重い家具が倒れることがある。
震度 5 弱：屋内の家具が移動し、食器が落ちることがある。

- P L 値 液状化のしやすさを表す指標
- 15 < PL 液状化危険度は高い
 - 5 < PL ≤ 15 液状化危険度はやや高い
 - 0 < PL ≤ 5 液状化危険度は低い
 - PL = 0 液状化危険度は極めて低い

■時間帯

- ※午前 5 時 多くの人が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。
- ※午後 1 2 時 オフィスや繁華街などに多数の滞留者があり、自宅以外で被災する場合が多い。
- ※午後 6 時 住宅などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。オフィスや繁華街周辺及び駅に通勤・通学等による滞留者が多数存在。